

広報お知らせ号

2012年(平成24年)
12月15日発行

〒038-3803
藤崎町大字西豊田一丁目1
藤崎町企画財政課企画係
☎75-3111(内線2224)

平成25年度「就学援助制度」のお知らせ

就学援助制度は、小・中学校の児童生徒がいる家庭で、経済的な理由等により就学が困難と認められる家庭に対して、町が必要な経費の一部を援助するものです。就学援助を受けるためには、次のとおり申請が必要となります。

☆対象者

小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受けている方
- ②生活保護の停止、廃止を受けた方(平成24年度～平成25年度中)
- ③児童扶養手当を受給している方
- ④世帯全員の町民税が非課税である方
- ⑤町民税、固定資産税、国民健康保険税、国民年金の減免を受けた方

☆援助項目

- 学用品費
- 新入学学用品費等(1学年のみ)
- 通学用品費(1学年を除く)
- 校外活動費
- 修学旅行費
- 給食費
- 日本スポーツ振興センター共済掛金

※生活保護を受けている方は、上記の援助項目のうち「修学旅行費」、「日本スポーツ振興センター共済掛金」のみが支給対象となります。(義務教育にともなって必要な学用品費・新入学学用品費等などは生活保護の支給対象となっています。)

☆申請について

申請用紙(町教育委員会学務課・各学校にあります)に必要な事項を記入し、以下の添付書類とともに町教育委員会学務課または各学校へ提出してください。申請期限は無く、認定結果は後日通知します。

☆添付書類

- ①生活保護を受けている方 →保護開始通知書の写し
- ②生活保護の停止・廃止を受けた方 →停止・廃止通知書の写し
- ③児童扶養手当を受給している方 →児童扶養手当証書の写し
- ④平成24年1月2日以降に藤崎町に転入した方
→前住所の市町村が発行する平成24年度の市町村民税課税証明書

☆お問合せ

町教育委員会学務課(常盤生涯学習文化会館内) ☎69-5010

平成25年度藤崎町奨学生を募集します

☆対象者

藤崎町に住んでいる方の子弟で、優秀な学生・生徒であって、経済的な理由により修学が困難な方(在学中の方も含まれます)
※町税滞納者は対象になりません。

☆貸与条件

- ①在学中の成績が平均3.5以上であること。
- ②所得制限基準内(前年度の世帯全員の所得)であること。
(基準の詳細はお問合せください)

☆貸与額(月額)

- 高等学校 10,000円
 - 高等専門学校(短大含) 15,000円
 - 大学 25,000円
 - 大学院 40,000円
- ※4月末(4～7月分)、9月末(8～12月分)、1月末(1～3月分)に貸与します。

☆入学支度金貸与額

- 高等専門学校(短大含) 200,000円
 - 大学 300,000円
 - 大学院 400,000円
- ※4月末に貸与します。

☆申込受付期間 平成25年1月4日(金)～1月31日(木)

※申込用紙は学務課にて配布しています。

☆お問合せ

町教育委員会学務課(常盤生涯学習文化会館内) ☎69-5010

人・農地プラン地域座談会のお知らせ

人・農地プランは、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など地域が抱える「人と農地の問題」解決のため、地域での話し合いをもとに、地域の中心となる経営体や農地をどのように集積していくか、今後の地域の農業のあり方等を計画として定めるものです。

町では、このプランを次の3地域に区分して作成することとし、作成に向けた作業として下記の日程で地域座談会を開催します。今後の地域の農業をどのように進めていくかを話し合う重要な機会ですので、是非ご参加下さい。

☆人・農地プランにかかる地域区分

地域名	該当地域(町内名)
藤崎地域	舟場、みつや、表町、仲町、曲新田、本町、木挽町、朝日町、舘川町、下町、緑町、新町、横町、伝馬、白子
藤崎中央地域	林崎、葛野、藤越、中野目、吉向、亀岡、西中野目、俵舂、下俵舂、柏木堰、水沼、矢沢、小畑、中島、東町、西豊田一丁目～三丁目
常盤地域	常盤、徳下、三ツ屋、福島、福左内、水木、久井名館、富柳、福館、若松、榊、亀田、若柳、西田、小学校通り

☆地域座談会日程

期日	場所	対象地域
12月17日(月) 午後1時30分～	藤崎町文化センター (多目的ホール)	藤崎
	福館公民館	常盤
12月18日(火) 午後1時30分～	西中野目生活改善センター	藤崎中央
	福島公民館	常盤
12月19日(水) 午後1時30分～	平成会館	藤崎中央
	常盤生涯学習文化会館 (多目的ホール)	常盤

※お住まいの町内に該当する地域が対象となっていれば、どの会場でもご参加いただけます。

☆お問合せ 農政課農政係(内線2244)

平成25年『新年互礼会』のお知らせ

新年を迎えるにあたり、1年間の展望と抱負をみなさんで語り合いませんか。町内在住の方、町内企業等にお勤めの方であればどなたでも参加できますので、みなさんのご参加をお待ちしております。

☆日 時 平成25年1月8日(火) 午後3時～午後5時

☆場 所 ふれあいずーむ館「ふれあいひろば」

☆会 費 2,000円(申込みと同時に支払ってください)

☆申込締切 12月20日(木)

☆申 込 先 ○藤崎町商工会 ☎75-2370

○藤崎町商工会常盤支所 ☎65-3044

○藤崎町社会福祉協議会 ☎65-2056

○藤崎老人福祉センター ☎75-3232

○つがる弘前農業協同組合藤崎支店 ☎75-3320

○津軽みらい農業協同組合常盤支店 ☎65-3111

※準備の都合上、当日の参加申込みはご遠慮いただきます。

☆お問合せ ○藤崎町商工会 ☎75-2370

○藤崎町商工会常盤支所 ☎65-3044

○藤崎町社会福祉協議会 ☎65-2056

常盤地区のみなさまへ ～年末年始のごみ収集・し尿汲取りの休みについて～

年末年始のごみ収集および施設への持ち込みは、下記の期間は休みとなりますのでお知らせします。

☆可燃ゴミ・不燃ごみ・資源ごみ・し尿汲取り
12月29日(土)～平成25年1月3日(木)

☆お問合せ 住民課環境係(内線2137)

地域福祉座談会の開催(追加)について ～藤崎町・藤崎町社会福祉協議会～

町と町社会福祉協議会では、地域福祉計画(町)と地域福祉活動計画(社協)の見直しにあたり、広く地域住民のご意見をお伺いするため、11月下旬から町内8か所で午前・午後にわたり、地域福祉座談会を開催しております。しかし、日中、仕事などにより参加できないという意見もあったことから、次のとおり追加開催をすることといたしました。

日常生活を通して、地域福祉について感じている問題点や要望等をお聞かせいただきたいと思いますので、ご近所お誘い合わせのうえご参加くださるようお知らせします。

☆日 時 12月20日(木) 午後6時30分～

☆場 所 藤崎町文化センター

☆対象地区 町内全域

☆お問合せ ○福祉課福祉係(内線2115、2116)
○藤崎町社会福祉協議会 ☎65-2056

青森県特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

青森県特定(産業別)最低賃金が、12月21日(金)から改正されます。金額は次のとおりです。

青森県特定(産業別)最低賃金名	改正後 時間額	改正前 時間額
鉄鋼業	777円	770円
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	712円	705円
各種商品小売業	705円	698円
自動車小売業	743円	736円
青森県最低賃金	654円	647円

なお、青森県で働くすべての労働者および使用者に適用される「青森県最低賃金」は、10月12日から時間額654円に改正されています。

☆お問合せ 青森労働局労働基準部賃金室 ☎017-734-4114

家事事件手続法の施行を迎えて ～家事事件の手続きが新しくなります～

家事事件手続法とは、家事事件(家事審判および家事調停に関する事件)の手続きを定める法律です。国民の方々に利用しやすく現代社会に適合した家事事件の手続きを定めるために、新たに制定されました。

※家事審判

裁判官が様々な資料に基づいて判断し、決定する手続きのこと

※家事調停

裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、当事者双方から言い分を十分聴きながら、話し合いを行う手続きのこと

☆新しく設けられた制度

○原則として、申立書の写しが相手方に送付されます。

○事件の当事者であれば、家事審判事件の記録を見ることやコピーをとることが、原則として許可されます。

○電話会議・テレビ会議システムを利用することができます。

☆施行日 平成25年1月1日(元日・火)

※ただし、家事事件手続法が適用されるのは、施行日移行に申し立てられた家事事件となります。

☆お問合せ 青森家庭裁判所訟廷係 ☎017-722-5732

油の流出事故に十分ご注意ください

冬季になると、一般家庭のホームタンクや事業所のタンク・配管の破損等により、灯油などの油類が漏れ、河川などに流れ出す事故が増えてきます。そして、その多くが人為的ミスによるものです。

河川は、水道水やかんがい用水などとして利用されているため、水質事故が起きると地域全体に影響を及ぼし、動植物にも悪影響を与えてしまいます。また、水質事故の処理にかかった費用は、原則として原因者(油を流出させた人、事業者)が負担することとなっています。

油類の流出事故を防ぐために、取扱いには十分気を付けましょう。また、事故を起こした場合、または発見した場合は、町役場・消防署・警察署等へご連絡ください。

☆油の流出事故を防ぐために以下のことを注意しましょう！

①その場を離れない・目を離さない

ホームタンクから灯油を小分けにするときは、絶対にその場を離れないようにしましょう。

②屋根からの落雪や除雪作業に注意

屋根雪の落下や除雪作業によるタンクの倒壊、破損に注意しましょう。

③配管の破損・腐食に注意

長期間使用してきた配管の破損・腐食等に注意しましょう。

☆お問合せ 住民課環境係(内線2137)

「第4回なべワングランプリ in 停車場通り」 開催決定と自慢のなべ募集のお知らせ

☆日 時 平成25年2月17日(日)

☆場 所 藤崎駅通り(当日は歩行者天国)

※詳しいイベント内容および出店者の募集については、広報ふじさき1月号にて詳細をお知らせします。

☆お問合せ けやぐ組事務局(肉のたかはる) ☎75-3644

平成25年住宅・土地統計調査の標語を募集します

総務省統計局では、平成25年10月1日を調査日とする住宅・土地統計調査の実施にあたり、調査の意義や重要性への理解を深めていただき、全ての人の理解と協力の下に調査が正確かつ円滑に行われるよう、標語(キャッチコピー)を募集します。入選作品はテレビ、新聞、ラジオなどの様々な媒体を通じて、広く活用する予定です。

☆応募条件

○どなたでも応募できます。※ただし、総務省職員は除きます。

○応募作品は、自作で未発表のものに限ります。

○応募点数は、1人1作品とします。

☆応募方法・記載事項

はがきまたは電子メールに作品・氏名・性別・年齢・住所・電話番号・職業(小・中・高校生の場合は学校名および学年)を明記の上、下記の応募先までご応募ください。

☆賞(表彰状および記念品)

○特選1点

○入選3点

○小学生・中学生・高校生特別賞 各1点

☆作品の権利

○入選作品の一切の権利は、総務省統計局に帰属します。

○入選作品は、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

○応募作品は返却いたしません。

☆応募締切 平成25年2月7日(木)

※詳しくは統計局ホームページ(<http://www.stat.go.jp>)をご覧ください。

☆応募先・お問合せ

総務省統計局国勢統計課 住宅・土地調査広報担当

☎03-5273-1005

○電子メール jyutakuhyogo@soumu.go.jp

○はがき 〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1